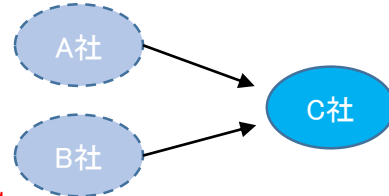


## 1 新設合併

→ A・B社は消滅し、C社が新設

【所属の変更】  
A・B社 → C社

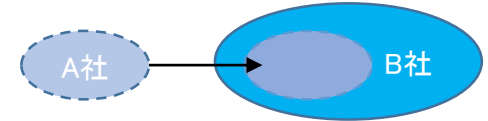


【届出の要否】  
**活動機関**：「消滅」「移籍」※1  
**契約機関**：「消滅」「名称変更」及び「所在地変更」※2

## 2 吸収合併

→ A社は消滅し、B社は存続

【所属の変更】  
A社 → B社

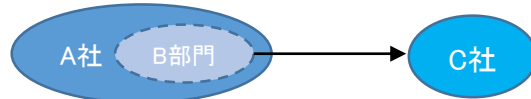


【届出の要否】  
**活動機関**：「消滅」「移籍」※1  
**契約機関**：「消滅」「名称変更」及び「所在地変更」※2

## 3 新設分割

→ A社のB部門が消滅し、C社が新設  
 → A社はそのまま存続

【所属の変更】  
 ① A社 → C社  
 ② A社B部門 → A社他部門

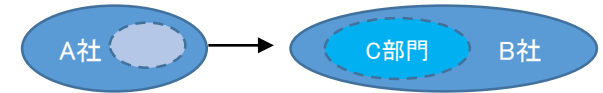


【届出の要否】  
 ① **活動機関**：「離脱」「移籍」  
**契約機関**：「名称変更」及び「所在地変更」※2  
 ② 届出不要

## 4 吸収分割・事業譲渡

→ A社のC部門が消滅してB社へ吸収又は事業譲渡  
 → A・B社は存続

【所属の変更】  
 ① A社 → B社  
 ② A社C部門 → A社他部門



【届出の要否】  
 ① **活動機関**：「離脱」「移籍」  
**契約機関**：「名称変更」及び「所在地変更」※2  
 ② 届出不要

※1 合併の効力発生日に旧所属機関は「消滅」することから、「離脱」の届出は不要です。また、旧所属機関の消滅と、新所属機関への移籍の効力発生日は、原則として同一日として扱い、届出を提出してください。

※2 合併や事業譲渡が行われる場合、原則、契約機関との労働契約は承継されますが、別途、労働契約を締結した場合は「契約の終了」及び「新たな契約の締結」の届出を提出してください。また、「消滅」「名称変更」及び「所在地変更」の事由発生日は合併や事業譲渡の効力発生日の同一日として扱い届出を提出してください。

### 在留資格「特定技能」の方

所属機関の変更がある場合、「特定技能」の方は上記全てにおいて届出ではなく「在留資格変更許可申請」が必要です（入管法第20条）。御不明な点は、最寄りの地方出入国在留管理官署にお問い合わせください。